

○自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第二百七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準

（構造等）

（構造等）

第十五条 音量計は、マイクロホン、聴感補正回路、増幅器及び音量指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

第十五条 音量計は、マイクロホン、聴感補正回路、増幅器、音量指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

（マイクロホン）

（マイクロホン）

第十八条 音量計のマイクロホンは、圧力型のものでなければならない。  
2 （略）

第十八条 音量計のマイクロホンは、圧力型マイクロホンであり、音量計本体と分離できるものでなければならない。  
2 （略）

（聴感補正回路）

（聴感補正回路）

第十九条 音量計は、次表上欄に掲げる周波数に応じ、同表中欄に掲げる補正值に同表下欄に掲げる許容差の値を加えた範囲内の値により音量を補正する機能を有する聴感補正回路Aを備えなければならない。

第十九条 音量計は、周波数特性（千ヘルツの音波のレスポンスを基準にした各周波数音波のレスポンス特性）が、次表第一欄に掲げる周波数に応じ、聴感補正回路Aにあつては同表第二欄、聴感補正回路Cにあつては同表第三欄に掲げる値にそれぞれ同表第四欄に掲げる許容差の値を加えた値の範囲内の値で表される聴感補正回路A及び聴感補正回路Cを有するものでなければならない。

周波数（ヘルツ）	補正值（デシベル）	許容差（デシベル）
一〇〇	マイナス一九・一	一・五からマイナス一・五
一二五	マイナス一六・一	一・五からマイナス一・五
一六〇	マイナス一三・四	一・五からマイナス一・五
二〇〇	マイナス一〇・九	一・五からマイナス一・五

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
周波数（ヘルツ）	周波数特性（聴感補正回路A）	周波数特性（聴感補正回路C）	許容差（デシベル）
一〇〇	マイナス一九・一	マイナス〇・三	二・五からマイナス二・五
一二五	マイナス一六・一	〇	二・〇からマイナス二・〇
一六〇	マイナス一三・四	〇	二・〇からマイナス二・〇
二〇〇	マイナス一〇・九	〇	二・〇からマイナス二・〇

2 | 音量計は、次表上欄に掲げる周波数に応じ、同表中欄に掲げる補正值に同表下欄に掲げる許容差の値を加えた範囲内の値により音量を補正する機能を有する聴感補正回路Cを備えることができる。

二五〇	マイナス八・六	一・五
三一五	マイナス六・六	一・五
四〇〇	マイナス四・八	一・五
五〇〇	マイナス三・二	一・五
六三〇	マイナス一・九	一・五
八〇〇	マイナス〇・八	一・五
一、〇〇〇	〇	一・〇からマイナス
一、二五〇	〇・六	一・五からマイナス
一、六〇〇	一・〇	一・五
二、〇〇〇	一・二	二・〇からマイナス
二、五〇〇	一・三	二・五からマイナス
三、一五〇	一・二	二・五からマイナス
四、〇〇〇	一・〇	三・〇からマイナス

周波数 (ヘルツ)

補正值 (デシベル)

許容差 (デシベル)

三〇〇	マイナス六・九	〇	二・〇からマイ
四〇〇	マイナス四・八	〇	二・〇からマイ
五〇〇	マイナス三・二	〇	二・〇からマイ
六〇〇	マイナス二・一	〇	二・〇からマイ
七〇〇	マイナス一・四	〇	二・〇からマイ
八〇〇	マイナス〇・八	〇	二・〇からマイ
九〇〇	マイナス〇・三	〇	二・〇からマイ
一、〇〇〇	〇	〇	二・〇からマイ
一、五〇〇	〇・九	〇	二・〇からマイ
二、〇〇〇	一・二	マイナス〇・二	三・〇からマイ
三、〇〇〇	一・二	マイナス〇・五	四・〇からマイ
四、〇〇〇	一・〇	マイナス〇・八	五・〇からマイ

一〇〇	マイナス〇・三	一・五	一・五からマイナス
一二五	マイナス〇・二	一・五	一・五からマイナス
一六〇	マイナス〇・一	一・五	一・五からマイナス
二〇〇		一・五	一・五からマイナス
二五〇		一・五	一・五からマイナス
三一五		一・五	一・五からマイナス
四〇〇		一・五	一・五からマイナス
五〇〇		一・五	一・五からマイナス
六三〇		一・五	一・五からマイナス
八〇〇		一・五	一・五からマイナス
一、〇〇〇		一・〇	一・〇からマイナス
一、二五〇		一・五	一・五からマイナス
一、六〇〇	マイナス〇・一	二・〇	二・〇からマイナス
二、〇〇〇	マイナス〇・二	二・〇	二・〇からマイナス
二、五〇〇	マイナス〇・三	二・五	二・五からマイナス
三、一五〇	マイナス〇・五	二・五	二・五からマイナス

四、〇〇〇

マイナス〇・八

三・〇からマイナス  
三・〇

## 第二十二條 削除

(精度)

第二十四條 音量計の音量指示部の指示の誤差は、一・一デシベル以下でなければならぬ。

## 第七章の二 オパシメータ

(構造等)

第四十四條の二 オパシメータは、排出ガス採取部、検出部、指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱い及び移動が容易なものでなければならぬ。

(耐久性)

第四十四條の三 オパシメータの各部は、大気及び排出ガスの温度、圧力及び湿度並びに電磁誘導による影響を受けにくく、かつ、十分な耐久性を有するものでなければならぬ。

(作動)

第四十四條の四 オパシメータの各部は、円滑かつ確実に作動するものでなければならぬ。

(排出ガス採取部)

第四十四條の五 オパシメータの排出ガス採取部は、次の基準に適合す

(校正装置)

第二十二條 音量計の校正装置は、第十九條に規定する聴感補正回路Aに係る周波数特性による八十デシベルの騒音の中においても使用できるものでなければならぬ。

2 音量計の校正装置は、音量計本体内の温度が著しく上昇した場合にあつても、その機能を一定に保つことができるものでなければならぬ。

(精度)

第二十四條 音量計の指示の誤差は、〇・五デシベル以下でなければならぬ。

るものでなければならない。

- 一 排気の圧力のみにより、自動車の排気管から測定に必要な排出ガスを容易に採取することができるものであること。
- 二 排出ガス採取部の採取管及び導管は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

(検出部)

第四十四条の六 オパシメータの検出部は、排出ガス又は当該検出部内部における光の反射若しくは外部からの光の透過による影響が少ないものであるほか、その汚れの状態について容易に点検ができ、かつ、清掃及び部品の交換が容易に行えるものでなければならない。

(指示部)

第四十四条の七 オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を「 $E$ 」で表すものでなければならない。

$$\text{光吸収係数 (m}^{-1}\text{)} = -\ln (1 - N/100) / L$$

この場合において、

N：不透過率の実測値 (パーセント)

L：光が禁田ガラスを通過する距離 (メートル)

2 オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならない。

- 一 目盛の間隔が「 $0.02E$ 」以下であること。
- 二 指示範囲の最小値が「 $0$ 」であり、かつ、その最大値が「 $9.99m^{-1}$ 」以上であること。
- 三 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

3 オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、前項各号に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、前項第一号中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02m^{-1}$ 」とあるのは「 $0.0002m^{-1}$ 」と読み替えるものとする。

(精度)

第四十四条の八 オパシメータの指示の誤差は、「 $0.025E$ 」以下で

なければならぬ。

○自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十七号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準</p> <p>自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準</p> <p>は、次のとおりとする。</p>		<p>自動車検査用機械器具の校正に係る運輸大臣の定める技術上の基準</p>	
自動車検査用機械器具の名称	技術上の基準	自動車検査用機械器具の名称	技術上の基準
ホイール・アライメント・テスト	(略)	ホイール・アライメント・テスト	(略)
サイドスリップ・テスト	自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）（以下「告示」という。）第七条の規定を準用する。	サイドスリップ・テスト	自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）（以下「告示」という。）第七条の規定を準用する。
ブレーキ・テスト	(略)	ブレーキ・テスト	(略)
前照灯試験機	(略)	前照灯試験機	(略)
音量計	(略)	音量計	(略)
速度計試験機	(略)	速度計試験機	(略)
一酸化炭素測定器	(略)	一酸化炭素測定器	(略)
炭化水素測定器	(略)	炭化水素測定器	(略)
黒煙測定器	(略)	黒煙測定器	(略)
オパシメータ	告示第四十四条の八の規定を準用する。		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年七月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に製造された音量計については、この告示による改正後の自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準第十九条及び第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。